

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月28日

松伏町税務課

令和8年度家屋評価等支援業務委託の履行に最も適した受託事業者を選定するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の内容

(1) 業務の目的

固定資産税の評価及び課税に関し、建築及び固定資産評価基準に関する専門的知見を有する事業者が、仕様書に定める評価事務等の業務を実施することにより、適正かつ公正で効率的な固定資産税の評価・課税事務の執行に寄与するとともに、当町職員の技術の維持及び向上を図ることを目的とする。

(2) 委託業務名

令和8年度家屋評価等支援業務委託

(3) 業務の内容

別紙「委託仕様書」及び「委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託業務の履行期間

契約を締結した日から令和9年3月25日まで

(5) 提案上限額

1,485,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 令和8年度家屋評価等支援業務委託公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)への参加資格

参加者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、松伏町が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないものであること。
- (4) 松伏町暴力団排除条例(平成24年9月25日条例第15号)第2条の規定に該当しない者であること。
- (5) 受託者の選定の決定日まで、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (6) 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力、若しくは関与する者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。
- (8) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001）及びプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得している者であること。
- (9) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において本業務と同種の業務について実績を有していること。

3 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

4 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、企画提案書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書の作成など、参加に関して必要な費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するすることができるものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合がある。
- (5) 提出された書類については、提出期間に限り補正することができるが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却しないものとする。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行ったりすることができる。
- (6) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- (7) 参加申込書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。
 - ア 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

- ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 著しく信義に反する行為があった場合

5 プロポーザルの実施に係るスケジュール（予定）

件名	期限等
公募開始（実施要領等の公開）	令和8年4月28日（火）
質疑書の締切	令和8年5月19日（火） 午後5時まで（必着）
質疑事項及び回答の掲載	令和8年5月26日（火） 予定
参加表明書及び提案書の提出締切	令和8年6月2日（火） 午後5時まで（必着）
審査日	令和8年6月初旬
審査結果の通知及び公表	令和8年6月中旬
契約締結	令和8年6月中旬から下旬
委託期間	契約締結日から 令和9年3月25日（木）まで

6 参加手続

（1）応募書類等の公表

実施要領等は、町ホームページで公表する。

ア 応募書類等

令和8年4月28日（火）から同年6月2日（火）までの間に町ホームページより参加事業者においてダウンロードすること。

イ 公表資料

- ① 実施要領……本書
- ② 委託仕様書
- ③ 委託特記仕様書
- ④ 様式第1号から第6号

（質疑書、参加表明書、会社概要書、事業者業務実績書、従事予定者一覧、見積書）

（2）実施要領等に関する質疑の受付

本実施要領の内容に関する質疑は、企画提案を予定する事業者が行うものとし、次

のとおり受け付ける。

ア 質疑書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

メールアドレス zeimu1040200@town.matsubushi.lg.jp

イ 受付期間 公募開始日から同年5月19日（火）午後5時まで

（3）実施要領等に関する質疑に対する回答

受付を行った質疑については、町ホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この要領及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応はしないものとする。

回答期日 令和8年5月26日（火）予定

（4）参加表明書及び企画提案書の受付

参加事業者は、次により提出すること。

ア 提出期間 公募開始日から同年6月2日（火）午後5時まで

イ 提出書類

① 参加表明書（様式第2号）

② 企画提案書

③ 会社概要書（様式第3号）

認定証書の写しを添付すること

④ 事業者業務実績書（様式第4号）

⑤ 従事予定者一覧（様式第5号）

⑥ 見積書（様式第6号）

②企画提案書は、正本1部及び副本4部提出のこと。

ウ 提出先 〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2-4-24 松伏町役場本庁舎1階
松伏町税務課資産税担当

エ 提出方法 提出先に直接提出又は郵送（必着）

※直接提出の場合、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

（5）企画提案書の内容

ア 企画提案書は、参加表明書と併せて提出すること。また、仕様書及び提案書等審査項目事項を熟読の上、次の項目順に作成すること。

① 実施方針

② 実施内容

③ 実施計画

当町の固定資産税業務との関連性を念頭に置いた上で、本業務を実施するにあたっての実施工程表を作成すること。

④ 情報収集力

⑤ 実施体制

⑥ 配置技術者

本業務に配置する予定の技術者を、従事予定者一覧（様式第5号）に記載すること。なお、配置する技術者のうち有資格者については、資格を証する書面の写しを別途添付すること。

⑦ 同種実績

過去5年間（令和3年度～令和7年度）において本業務と同種の業務について実績を有していることを事業者業務実績書（様式第4号）に記載し、その業務について契約書及び仕様書の写しを添付すること。

⑧ 評価計算

設置技術者の経験、同種実績をもとに評価計算における理解度及び専門性等について提案すること。

⑨ 成果品

成果物として納品される予定のサンプルを作成できる場合は添付すること。

⑩ 独自提案

仕様書で示したものの以外に、見積額の範囲内で提案したい業務があれば、その旨を記載すること。

イ 企画提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、フラットファイルの表紙に応募事業者の社名を表記すること。

ウ 次の企画提案書は無効（失格）とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 見積書だけの企画提案書

エ 次の事項に留意すること

- ① 日本語で表記すること。専門用語は必要に応じて注釈を入れること。
- ② 家屋評価の経験、知識がない者でも理解できるよう配慮すること。
- ③ 数量等を具体的に示すことができるものは、可能な限り記載すること。
- ④ 仕様書の表現の転用又は「仕様書のとおり」といった表現に終始しないこと。

(6) 見積書の作成内容

ア 見積明細書（項目ごとの費用）を添付する（任意様式）。

イ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。

ウ 見積書等に関する評価は、税抜き価格をもって評価金額とするので、参加事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積った希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

エ 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

オ 見積金額が1（5）提案上限額の額を上回っている場合は、失格とする。

7 委託候補者の選定

(1) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションは実施せず、町が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等を総合的に審査し、契約候補者に選定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者あてに通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を町ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

8 企画提案書の疑義事項に関する質問書の送付

企画提案書の内容について、当町において疑義があると認める事項がある場合には、税務課から当該参加者に対し、質問書を送付の上、照会を行うことがある。

当町から質問を行う場合は、対象となる参加者に個別に連絡するものとし、当該参加者は、質問書の送付を受けた日から起算して5日以内に、6(2)アに記載の電子メールアドレス宛に回答すること。

なお、質問書への回答に当たっては、当該疑義事項に直接関連する資料に限り、追加提出を認めるものとする。ただし、既に提出した企画提案書に記載のない新たな提案内容その他、企画提案書の内容を補完又は変更するものの提出は認めない。

9 契約の締結

(1) 7の選定委員会において選定された最優秀提案事業者（選考者の合計得点の平均が6割に満たない者を除く。）と詳細設計及び価格等の協議を経て、委託契約を締結する。なお、契約手続き及び契約書は、松伏町契約規則の定めるところによる。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱う。

- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行う。
- (4) 本町は、契約締結後において受託事業者に本企画提案における欠落事項、不正又は虚偽掲載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。